

第3回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和6年11月18日  
 告示番号 第24号  
 会議年月日 令和6年11月25日  
 会議の場所 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 渡邊 晋  
 局長補佐 佐藤 正浩  
 局長補佐 浅岡 栄嗣  
 主査 千葉 淳

本日の案件 第3回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後2時4分

議長	<p>本日の出席委員は23名であります。                  定足数に達しておりますので、第3回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、9番 渡邊 克洋 委員より欠席の届出がありました。                  行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に 7番 菅原 聡子 委員、8番 佐藤 和威治 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、千葉 主査 を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第4号 農政専門委員会の報告について」を議題といたします。</p>
佐藤 多賀幸 農政専門委員会委員	<p>佐藤 多賀幸 農政専門委員会委員長に報告を求めます。</p> <p>第1回農政専門委員会協議結果報告をいたします。</p> <p>開催日時、令和6年10月25日、金曜日、15時30分から17時まで</p>

長

です。

開催場所、川崎農村環境改善センター4階 会議室です。

出席者、私ほか農政専門委員 出席11名、欠席1名、事務局  
渡邊事務局長、浅岡局長補佐兼企画係長です。

協議事項、(1)令和6年度 農地等の利用の最適化の推進に関  
する意見書(案)について、(2)農業委員会と市長との懇談会に  
ついてです。

協議内容、改選前の農業委員及び農地利用最適化推進委員の意  
見を基に原案を作成し、9月4日の農政専門委員会で協議し修正  
したものを、改めて新しい農政専門委員により項目ごとに内容を  
確認しました。

項目の並び替えや「地域計画」についてを追記することとし、  
修正後の意見書(案)については、改めて農政専門委員会は開催  
せず、それぞれ書面で確認しました。

市長との懇談会での発言者について協議し、阿部久美子委員を  
発言者としました。

以上のとおり、報告します。

議

長

以上で「報告第4号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議

長

なければ、「報告第4号」の質疑を終わります。

次に、「報告第5号 農地専門委員会の報告について」を議題と  
いたします。

及川 治雄 農地  
専門委員会委員長

及川 治雄 農地専門委員会委員長に報告を求めます。

第1回農地専門委員会の協議結果について概要を報告します。

開催日時、令和6年10月25日、金曜日、15時25分から15時55分  
までです。

開催場所、川崎農村環境改善センター4階 多目的ホールで  
す。

出席者、私ほか農地専門委員10名、欠席1名、事務局 佐藤局  
長補佐兼農地係長、佐川主査です。

協議事項、荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農  
地」の該当判断についてです。

協議内容、荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農  
地」の該当判断については、資料により協議し、掲載された農地  
を非農地と判断することについて、可と決定されました。

農地パトロールの実施内容をはじめ、荒廃農地の判断基準など

議 長

において共通理解を図りました。

市長との懇談会での発言者については、佐藤想司委員、菅原良博委員を発言者としました。

以上のとおり、報告します。

以上で「報告第5号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第5号」の質疑を終わります。

次に、「報告第6号 専決処分の報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

5ページをお開き願います。

報告第6号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

6ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から11ページの第17号までの17件、17名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和6年11月13日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続により農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

議 長

以上で説明を終わります。

以上で「報告第6号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第6号」の質疑を終わります。

次に、「報告第7号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

局長

事務局の説明を求めます。

12 ページをお開き願います。

報告第7号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第4号の4件6筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりであり、現状変更の理由につきましては、農地への進入路の整備、耕作条件改善のための切土・盛土による区画整理、畑を水田に転換するための切土・盛土、耕作条件改善のための切土・盛土による区画整理となっております。

なお、大東、千厩、室根、藤沢の各地域の定例の現地確認において現地調査報告書のとおり、届出内容に問題がないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第7号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

13番 及川 治雄 委員

13番  
及川 治雄 委員

畑を田に転換したいという事ですが、2つほどお聞きしたいです。

変更届だけではなく、農地改良届出書が必要なような話を聞いています。これは一時転用なのか、永久的な水田となるのかという確認です。

もう1つは、隣接者があるので、改良区や水利組合の水利権の問題はどうなっているか、伺いたいと思います。

議長  
佐藤局長補佐

事務局、答弁お願いします。

お答えいたします。

改良変更届というものは特にはございませんが、現状変更届でこちらについては問題ございません。

永久転用かという事ですが、農地から農地ですので転用にはあ

たりません。

使い方としては、ずっと田んぼとして使っていきたいという事  
でございます。

水利権の問題ですが、書類等のやり取りはなかったよう  
ですが、周辺の方々から承認を得たという事で今回の届け出を  
いただいたものです。

以上です。

議 長

その他、質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第7号」の質疑を終わります。

次に、「議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申  
請に対する可否について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

13ページをお開き願います。

議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対  
する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請1件です。

第1号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあること  
から、譲受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けし  
ようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年1月1日か  
ら令和11年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとな  
っております。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第2号については、譲渡人と譲受人との間で農地割賦売買契約  
を締結しており、譲受人が引き続き耕作を続けるため、令和6年  
12月1日から令和7年10月31日までの1年間で、使用収益権を設  
定しようとするものです。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第3号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあること  
から、譲受人が新たに農地を取得し、耕作を開始しようとするも  
ので、売買金額は記載のとおりとなっております。

14ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請2件です。

第4号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあること  
から、譲受人が経営規模拡大ため農地を取得しようとするもの  
で、売買金額は記載のとおりとなっております。

第5号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあること

議 長

から、譲受人が周辺農地と一体的に管理するため贈与により農地を取得しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第 11 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

16番

齋藤 佳記 委員

一関地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和 6 年 11 月 12 日、火曜日、午前 9 時より、現地調査員 農業委員 渡邊委員、私 齋藤、農地利用最適化推進委員 小岩委員、石川委員、事務局職員 金野主任主査、農政推進課職員 千葉主査で行いました。

報告内容、第 1 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

6 番

加藤 敏子 委員

大東地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和 6 年 11 月 11 日、月曜日、午後 1 時 30 分より、現地調査員 農業委員 私 加藤、農地利用最適化推進委員 菊池委員、小崎委員、支所職員 佐藤主任主事で行いました。

報告内容、第 2 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

22 番

遠藤 真一 委員

千厩地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和 6 年 11 月 11 日、月曜日、午前 9 時 30 分より、現地調査員 農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 菅原委員、小野寺委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第 3 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ない

議 長  
8 番  
佐藤 和威治 委員

と思われます。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年11月11日、月曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 畠山委員、佐々木委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、第4号から第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長  
議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第11号」を可と決します。

次に、「議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

15ページをお開き願います。

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

最初に、一関地域に係る申請4件です。

第1号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号は、借受人が共同住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第3号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域及び準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

16ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第5号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第6号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

17ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請2件です。

第7号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第8号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和6年6月26日付で農振除外済みです。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、8件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

説明を終わります。

以上で「議案第12号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

議 長

16番

齋藤 佳記 委員	<p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺の農地に影響はない。</p> <p>第2号、申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。</p> <p>第3号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。</p> <p>第4号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
20番 佐藤 和幸 委員	<p>花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、令和6年11月11日、月曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 磯田委員、岩淵委員、支所職員 千葉係長で行いました。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第5号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
22番 遠藤 真一 委員	<p>千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第6号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
8 番	<p>藤沢地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。</p>

佐藤 和威治 委員	<p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第7号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>第8号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>13番 及川 治雄 委員</p>
13番 及川 治雄 委員	<p>太陽光発電を許可したところがありますが、農地を見ていると道路わきのところは草刈りなどがされていて綺麗に管理されています。少し離れたところは、草などが伸び荒れています。</p> <p>鳥獣被害もありますので、もう農地ではないので管轄外ですが我々、農業委員会で農政や関係当局に働きかけを行っていかねばならないのではという、私の意見です。</p>
議 長	<p>事務局のお考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>及川委員の今の質問は、ご意見として承ります。</p> <p>本件とは直接関係がありませんので、以降は農地専門委員会のほうでご審議願いたいと思います。</p> <p>その他、ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第12号」を許可相当と決します。</p> <p>次に、「議案第13号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐	<p>18ページをお開き願います。</p>

<p>議 長</p> <p>8 番 佐藤 和威治 委員</p> <p>佐藤局長補佐</p>	<p>議案第 13 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、大東地域の 4 件です。</p> <p>第 1 号から第 4 号までの 4 件は同一事業で、転用事業者である一関市が令和 4 年 12 月に農畜産物販売等施設及び駐車場として転用許可を受け、事業に着手していましたが、設計の修正により施設等の内容が変更になったこと、また、工事を一時中止したことなどにより工期の延長が必要になったため計画変更申請するものです。施設の変更は、農畜産物販売等施設、イベントスペース、通路の面積が変わるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で、「議案第 13 号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>8 番 佐藤 和威治 委員</p> <p>この申請に至った経過は、わかりました。</p> <p>当初の完成予定月日が、令和 6 年 9 月で本日の 11 月の総会に対する変更申請の意見の申し入れです。</p> <p>農業委員会に対する申し入れがあったのは、いつだったのでしょうか。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>申請自体は、本総会議案ですので 11 月になってからですが、事前にこちらの案件につきましては、県のほうから変更申請するように指導があって、今回の申請に至ったものでございます。</p> <p>委員のおっしゃるとおり、当初の完成予定日前に申請すべきものだと思いますが、本来、完成予定日については、総会議案の中ではかけていない部分ですが、県のほうからこの議案については、修正するようにと指導があり変更の案件として提出があったものでございます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>同じ行政の中で処理している案件ですね。</p> <p>こういうのはきちんと出していただく、そういう対応が必要なのではないかという部分を申し上げたいだけです。</p> <p>ご意見として、受け止めさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>その他、ございませんか。</p>
<p>議 長</p> <p>8 番 佐藤 和威治 委員</p> <p>佐藤局長補佐</p>	<p>議案第 13 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、大東地域の 4 件です。</p> <p>第 1 号から第 4 号までの 4 件は同一事業で、転用事業者である一関市が令和 4 年 12 月に農畜産物販売等施設及び駐車場として転用許可を受け、事業に着手していましたが、設計の修正により施設等の内容が変更になったこと、また、工事を一時中止したことなどにより工期の延長が必要になったため計画変更申請するものです。施設の変更は、農畜産物販売等施設、イベントスペース、通路の面積が変わるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で、「議案第 13 号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>8 番 佐藤 和威治 委員</p> <p>この申請に至った経過は、わかりました。</p> <p>当初の完成予定月日が、令和 6 年 9 月で本日の 11 月の総会に対する変更申請の意見の申し入れです。</p> <p>農業委員会に対する申し入れがあったのは、いつだったのでしょうか。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>申請自体は、本総会議案ですので 11 月になってからですが、事前にこちらの案件につきましては、県のほうから変更申請するように指導があって、今回の申請に至ったものでございます。</p> <p>委員のおっしゃるとおり、当初の完成予定日前に申請すべきものだと思いますが、本来、完成予定日については、総会議案の中ではかけていない部分ですが、県のほうからこの議案については、修正するようにと指導があり変更の案件として提出があったものでございます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>同じ行政の中で処理している案件ですね。</p> <p>こういうのはきちんと出していただく、そういう対応が必要なのではないかという部分を申し上げたいだけです。</p> <p>ご意見として、受け止めさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>その他、ございませんか。</p>

議	長	<p>(なしの声あり)</p> <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p>
議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 13 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p>
議	長	<p>(挙手満場)</p> <p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第 13 号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第 14 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐		<p>19 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 14 号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。</p> <p>一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものです。</p> <p>20 ページをお開き願います。</p> <p>本議案に係る申請は、所有権移転が 2 件、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式が 467 件です。</p> <p>最初に、所有権移転ですが、第 1 号は、室根地域に係る申請です。</p> <p>第 2 号は、藤沢地域に係る申請です。</p> <p>21 ページをお開き願います。</p> <p>次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。</p> <p>第 1 号から 87 ページ第 466 号までの 466 件は、花泉地域に係る申請で、貸借の更新です。</p> <p>第 467 号は、藤沢地域に係る申請で、基盤整備予定農地の利用権を農事組合法人に集積するものです。</p> <p>以上、各申請の詳細については記載のとおりです。</p> <p>また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で、「議案第 14 号」の説明を終わります。</p> <p>なお、〔農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）〕第 1 号から第 464 号については、21 番 佐藤 多賀幸 委員が第 467 号については、12 番 後藤 修 委員が農業委員会等に関する法</p>

		<p>律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 14 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を〔農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）〕第 1 号から第 464 号および第 467 号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって「議案第 14 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を〔農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）〕第 1 号から第 464 号および第 467 号を除き可と決します。</p> <p>次に、〔農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）〕第 1 号から第 464 号について審議いたします。</p> <p>佐藤 多賀幸 委員は退室願います。</p> <p>(午後 2 時 42 分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 14 号」〔農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）〕第 1 号から第 464 号について、可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、第 1 号から第 464 号を可と決します。</p> <p>佐藤 多賀幸 委員は入室願います。</p> <p>(午後 2 時 43 分 入室)</p>
議	長	<p>佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第 14 号」〔農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）〕第 1 号から第 464 号は可と決しました。</p> <p>次に、〔農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）〕第 467 号について審議いたします。</p> <p>後藤 修 委員は退室願います。</p>

議 長

(午後 2 時 43 分 退室)

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第 14 号」〔農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）〕第 467 号について、可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、第 467 号を可と決します。

後藤 修 委員は入室願います。

(午後 2 時 44 分 入室)

議 長

後藤 修 委員に申し上げます。

「議案第 14 号」〔農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）〕第 467 号は可と決しました。

次に、「議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

88 ページをお開き願います。

議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。

89 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が 13 件です。

第 1 号から第 5 号までの 5 件は、一関地域に係る申請です。

第 6 号から 90 ページ第 13 号までの 8 件は、藤沢地域に係る申請です。

申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 15 号」の説明を終わります。

なお、第 6 号から第 13 号については、12 番 後藤 修 委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制

		限に該当いたしますので、これを除き審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を第 6 号から第 13 号を除き可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって第 6 号から第 13 号を除き可と決します。 次に、第 6 号から第 13 号について審議いたします。 後藤 修 委員は退室願います。 (午後 2 時 46 分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」第 6 号から第 13 号について、可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、第 6 号から第 13 号について可と決します。 後藤 修 委員は入室願います。 (午後 2 時 47 分 入室)
議	長	後藤 修 委員に申し上げます。 「議案第 15 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」第 6 号から第 13 号は可と決しました。 次に、「議案第 16 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
佐藤局長補佐		91 ページをお開き願います。 議案第 16 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

議 長

8 番  
佐藤 和威治 委員

議 長

議 長

議 長

議 長

佐藤局長補佐

本議案に係る申請は、藤沢地域の 1 件です。

申請地は、農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第 16 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請地は、昭和 40 年頃から宅地進入路及び宅地敷地として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第 16 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 16 号」を可と決します。

次に、「議案第 17 号 荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の該当判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

92 ページをお開き願います。

議案第 17 号 荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」の該当判断について、内容をご説明いたします。

農地法の運用について第 4 (1) の規定に基づき、農地・非農地の判断を求めるものです。

93 ページをお開き願います。

第1号は藤沢地域の案件です。

令和5年度に行った農地パトロールにおいて再生困難と判断した農地については、令和6年3月総会で非農地判断したところです。

この1件は、藤沢土地改良区の受益地であったことから、改良区との協議を必要としたため非農地の判断を保留としておりました。

その後、改良区より地目変更を認める回答を得ておりましたが、事務局で見落とししていたため、保留のままとなっていたことが判明したことから、今回、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない土地、非農地とすることについて判断を求めるものです。

なお、農地専門委員長報告のとおり、当該地を非農地とすることについて農地専門委員会の承認を得ております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第17号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第17号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第17号」を可と決します。

次に、「議案第18号 令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

94 ページをご覧ください。

議案第18号 令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について、議案の内容をご説明いたします。

これにつきましては、農業委員会として市長に提出する「令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を別紙(案)のとおり決定することについて、議決を求めるものです。

農業委員会は、農業・農村の声を代表する組織として、農地利

用の最適化を効率的・効果的に実施するため、所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないと、農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定されております。

また、意見書の提出を受けた関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、提出された意見を考慮しなければならないこととされております。

今回の意見書の作成にあたっては、改選前の農業委員3名、農地利用最適化推進委員5名の計8名から提出された意見を取りまとめ、9月4日の第10回農政専門委員会で内容を検討するとともに、改選後に新しい農政専門委員に諮って、総会で審議することとしたものです。

これを受け、本日の報告第4号での農政専門委員長報告のとおり、事務局で作成した意見書(案)について、10月25日の第1回農政専門委員会で協議していただき、そこで出された意見に基づき加筆、訂正、削除し、修正した内容となっております。

皆さん、事前にお目通しいただいていると思いますので、要点のみご説明申し上げます。

別冊の資料をご覧ください。意見書の表紙になります。

表紙裏の1ページは前文になりますが、我が国の農業経営の現状にふれた上で、将来の農地利用の姿を明確にする「地域計画」において、農業委員会が取り組む「目標地図の素案作成」に向け、地域との話し合いに参加し、農地の集積・集約化活動を行っていくこと、また、農地の有効利用や優良農地の確保に努めること、違反転用の再発防止に向けた改善を進めること、農地利用の最適化の推進に取り組んでいくこと、農業・農村が抱える課題解決に向け、「現場の声」として、今後の農業施策に反映していただくようこの意見書を提出するとしています。

2ページからは具体的な意見になりますが、1として、「担い手への農地利用の集積・集約化について」は、持続可能な農地利用を支える仕組みの強化、集落営農の法人化や経営支援など3項目の意見を記載しています。

2として、「基盤整備事業の促進について」は、基盤整備事業の事業予算の確保と事業期間の短縮化を図ることを記載しています。

3として、「新規就農・参入の促進について」は、新規就農者

用のリースやレンタル事業の実施など2項目の意見を記載しています。

4として、「農業用資材・飼料・燃油等価格高騰対策について」は、資材高騰補填対策の充実と、持続可能な食料システムの実現に向けた議論の加速を国に対し要望することを記載しています。

5として、「遊休農地の発生防止・解消について」は、国に対する農地保全対策の要望や荒廃農地の解消に向けた別枠の交付金の新設要望など4項目の意見を記載しています。

他に、有害鳥獣による農作物被害対策、太陽光発電設備の設置に関する規制、相続未登記対策、農作業事故防止に向けた取組など6項目の意見を記載しています。

意見書（案）の内容については以上であります。

なお、市長への意見書の提出については、議決を経て、12月11日、水曜日、14時から会長、職務代理者、農政、農地の両専門委員会の委員長、副委員長にご出席いただき、直接市長へ提出したいと考えております。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第18号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第18号 令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第18号」を可と決します。

ここで暫時、休憩いたします。

(休憩)

議 長

再開いたします。

次に、追加提案があります。

「議案第19号 盛土農地に関する特別委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

95ページをご覧ください。

議案第 19 号 盛土農地に関する特別委員会設置要綱の制定について、議案の内容をご説明いたします。

これにつきましては、先月の総会で、運営委員会での決定事項として会長から報告があり、今月の総会で設置の提案をすることとしていたものであり、盛土農地に関する再発防止策の検討を行うため、「盛土農地に関する特別委員会設置要綱」を制定しようとするものです。

96 ページをお開き願います。

設置要綱について、概要を説明します。

第 1 条では、設置の目的を、第 2 条では所掌事務を定めており、違反転用の再発防止策や農地現状変更届出指導要綱の改正などとしています。

第 3 条は設置期間について定めており、本日議決いただき、本日付の設置を予定しているところです。

第 4 条は組織についてであり、一関市農業委員を委員とするものです。

第 5 条は委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出することなどを定めております。

第 6 条は会議について定めており、会議は委員長が招集すること、また、委員長及び副委員長を互選するための委員会は、会長が招集するとするものです。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 19 号」の説明を終わります。

審議願います。

議 長

(なしの声あり)

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第 19 号 盛土農地に関する特別委員会設置要綱の制定について」を可と決する方は挙手願います。

議 長

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

議 長

よって、「議案第 19 号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

第 3 回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3 時 10 分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員